

平成 20 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバルクリエーティブ
代表者名 代表取締役社長 金 住治
(コード：2724、大証ヘラクレスG)
問合せ先 代表取締役副社長 西村 幸浩
(TEL：03-5759-5730)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、変更箇所につきましては下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制システム」という。)を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社グループ会社の経営理念及び経営基本方針を踏まえて策定した「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を役員及び使用人全員への浸透を図り、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかをグループ社員全員に意識付けする。
 - (2) 内部統制管掌取締役(CCO:チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命し、当社及び当社グループ会社における法令等遵守体制の充実強化にあたらせる。そのための組織として CCO が統括する内部統制委員会を設置する。
 - (3) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が CCO を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整備、強化する。
 - (4) 当社及び当社グループ会社の 使用人 が、法令・定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口はその旨を報告する仕組み(内部通報制度)を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報・文書は、文書管理ルール及びそれに関連する各管理マニュアルに基づいて各所管部署が適切に保存・管理(廃棄を含む)し、取締役、監査役、及び内部監査室の閲覧に供する。
 - (2) 文書管理の統括部署は、少なくとも毎年1回は文書管理ルール、マニュアルの運用状況を検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部署に対して文書等の適切な保存・管理を指導する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理に関する基本ルールを策定し、体系的なリスク管理体制の確立を図る。各部門においては関連規程の見直しまたは制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修等を行い、部門ごとのリスク管理体制を整備する。
 - (2) リスクの発生又は発見時に、取締役会への報告及び開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を再整備する。
 - (3) 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを再整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 社内の組織・業務分掌・職務権限等に関するルールを適時適切に見直すことにより、職務遂行に係わる意思決定及び指揮体制を経営戦略目標の達成のために最適の状態に保つ。
 - (2) ITを活用した人事管理・業績管理・事務システムの精度向上に努め、全社的な経営効率及び業務効率の一層の向上を図る。
5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 親会社との連携を保ちながら、「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を適用しつつ、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら業務の適正確保を図る。
 - (2) CCOが統括する内部統制委員会には、グループ主要各社の担当者を委員として参加させ、内部統制に関する当社及びグループ各社間での協議、情報の共有化等の場とする。
 - (3) 日常的には、グループ管理担当部署が、関係会社管理ルールに基づいて各子会社に必要事項を指示・要請する等により、グループ全体の業務の適正を図るための必要な措置をとるとともに、各社それぞれの内部統制システムの整備について必要な助言・支援を行う。
 - (4) グループ各社において法令違反行為等を知った者は、内部通報制度によって直接、同制度の通報窓口へ報告するものとする。この場合、通報窓口担当部署は、当該会社の監査役に、通報者保護に留意しつつ当該通報の内容等を報告することとする。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役は、必要がある場合は、事前にCCOに通知して内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。
 - (2) 監査役会から専任の使用人の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会の同意を得て任命する。
 - (3) 監査役から命令を受けた使用人は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととする。
 - (4) 取締役は、監査役の命令を受けた使用人に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。
 - (5) 専任の使用人を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査役会の同意を得るものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、次の場合には、監査役会又は監査役に対して直接かつ速やかに報告しなければならないものとする。
 - ① 法令・定款に違反する事実を発見したとき
 - ② 当社又はグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき
 - (2) 内部通報制度担当部署は、内部通報制度による通報があったときは、直ちに監査役に報告するものとする。
 - (3) 法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、取締役又は担当部署長から監査役会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定する。
8. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会の頻度を、四半期ごとに1回とする。
 - (2) 監査役は内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要があると認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

1.0. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1) 反社会勢力による不当な要求などが発生した場合には、ＣＣＯが統括する内部統制委員会及び反社会勢力対応部署が連携し、情報の一元管理・蓄積を行ない、速やかにＣＣＯを通じて取締役会及び監査役会に報告される体制の整備、強化を図る。
- (2) 反社会勢力対応部署を中心とし、対応マニュアルの整備を進める。また、当社及び当社グループ会社の使用人全員に対し研修を実施するほか、必要に応じ外部機関とも連携し、体制の強化を図る。
- (3) 新規取引先との取引開始にあたっては与信管理のための外部調査機関の活用や既存取引先からの情報の収集を行う。
- (4) 株主の属性判断を行なう際には、所轄警察署との連携による身元照会を実施し、反社会勢力の排除に努める。

以上